公益社団法人香川県栄養士会組織運営規則

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成２４年４月１日制定

　　　第１章　総則

　（目的）

第１条　この規則は、公益社団法人香川県栄養士会定款（以下「定款」という。）で定めるところにより、公益社団法人香川県栄養士会の組織運営及び役員選出に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

　　　第２章　執行機関

（役員の選出）

第２条　理事の定数は、定款第２２条の規定による。

（役員の報酬）

第３条　役員が本会の運営にあたり必要な経費を代償したときは、その費用を弁償する。

２　役員が、会長の認めた出張あるいは会議に出席のため要した旅費等は、別に定める規則によるも のとする。

(顧問及び参与）

第４条 定款第２９条に定める名誉会長、第３０条に定める顧問及び参与の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。

(理事の職務)

第５条　理事は、定款第２４条に基づき、部を組織（別紙組織図）し、積極的に業務の推進に努めなければならない。

（部及び委員会の設置)

第６条　本会の業務の執行にあたり、次の各部を置く。会長を除く理事はいずれかの部に所属しなければならない。

　一　総務部　 二 社会活動部　 三 職域部 四　学術部 五 広報部

２　各部に部長を置き、部長は理事会で選任する。

３　各部に具体的な業務の推進のため、委員会等を設置することができる。

　 (地区)

第７条　社会活動の円滑な運営を図るため、地区は、次のとおりとする。

　一　東讃　 　二　高松 　三　小豆　　四　中讃 五 西讃

　（職域部）

第８条 職域の区分は、次のとおりとする。

一　医療　 二　学校健康教育　 三　勤労者支援　　四　研究教育　 五 公衆衛生

六　地域活動 七 福祉

　　　第４章　諮問機関

(特別委員会の設置)

第９条　会長は、会務の重要な事項について諮問するため特別委員会を設置することができる。

２　委員は、顧問、参与及び学識経験者により会長が委嘱する。

　　　第５章　会議

　 （会議）

第10条　本会の会議は、次のとおりとする。

一 総会　　二　理事会　　三 部長会

　　(総会の運営等)

第11条　総会の議事運営については、別に定める。

２　総会に付議すべき事項は、理事会で決する。

　　(総会の延期)

第12条　通常総会は、理事会において必要と認めたときは延期することができる。

　　(理事会の任務)

第13条　理事会は、定款で定めるほか、次の事項について審議する。

　一 総会において委任された事項

　二 定款の改正案作成に関する事項

　三 役員の辞任に関する事項

　四 職員の任免に関する事項

　五 広報誌「香川・栄養」及びその他の出版物に関する事項

　六　その他必要な事項

　　(部長会の任務)

第14条　部長会は、理事会に付議すべき事項を審議し、その結果を理事会に報告する。

(部長会の開催)

第15条　部長会は、原則として毎年４回程度開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、随時

　開催することができる。

２　部長会は、部長で構成し、会長が招集してその議長となる。

　　(部長会の定足数及び議決)

第16条　部長会の定足数及び議決は、定款第３５条を準用する。

　　 　第６章　事務局

　 (事務局)

第17条　事務局には、所要の事務員を置く。

２　会長は、事務局の事務を統括する。

３　部は、会長の命を受けて、それぞれの部の事務をつかさどる。

４　事務員は、部長の命を受けて、事務に従事する。

　　 　第７章　議事録

　　(議事録)

第18条　総会・理事会及び部長会の議事録は、会議の承認を得て議長が指名する書記により次の事項を記録する。

一　開催日時及び場所

　二　議事の経過の要領及びその結果

　三　発表者の意見又は発言内容の概要

四　出席した理事、監事の氏名

　五　書記及び議事録署名人の氏名

　六　その他法令で定められた事項

２　議事録は、総会及び理事会の日から１０年間保存する.

第８章　役員選出

（期日）

第19条　役員の選挙は、２年毎に定期総会において行う。ただし、役員の任期途中の欠員補充についてはこの限りでない。

（選挙管理委員会の設置）

第20条　選挙を公正かつ円滑に実施するため、選挙管理委員会（以下「選管委員会」という。）を置く。選管委員会は、役員の選挙の行われる総会の日の７０日前までに設置し、その選挙に関する事務を完了したとき解散する。

第21条　選管委員会は、職域ごとに各１名選出された選挙管理委員（以下「選管委員」という。）をもって構成し、うち１名を委員長とする。

第22条　選管委員は、理事会の議を経て会長が委嘱する。

第23条　選管委員長は、選管委員の互選により決定する。

第24条　選管委員会は、次の職務を行う。

　一　総会の日の５０日前に選挙告示（様式１）をするとともに、立候補届出用紙（様式２）の配布を行う。

二　立候補届出の受理並びに資格審査を行う。

三　立候補者名簿を会長に報告する。

四　立候補者が定員に満たない場合は、候補者推薦委員会に候補者の推薦を依頼する。

五　投票並びに開票に関する事務を行う。

六　選挙の結果を直ちに立候補者に通知するとともに、会員に報告する。

第25条　選管委員は役員に立候補することができない。

　 （候補者推薦委員会の設置）

第26条　選管委員会の依頼をうけ、候補者を推薦するため、候補者推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）を置くことができる。推薦委員会は、候補者の推薦に関する事務を完了したとき解散する。

第27条　推薦委員会は各職域に１～２名の推薦委員を持って構成し、うち１名を委員長とする。

第28条　推薦委員は、理事会の議を経て会長が委嘱する。

第29条　推薦委員長は、推薦委員の互選により決定する。

第30条　推薦委員会は、次の職務を行う。

　一　推薦候補者の選考及び決定

　二　推薦候補者の推薦同意を得ること。

　三　候補者を選管委員会に推薦する。

第31条　推薦委員が役員に立候補することを妨げない。

（選挙権並びに被選挙権）

第32条　選挙権並びに被選挙権を有する者は次のとおりとする。

　一　選挙権を有する者は、総会開催の日において正会員である者

　二　被選挙権を有する者は、３年以上引き続き現に正会員である者

（候補者）

第33条　理事候補者は、立候補もしくは推薦を受けるものとする。

２　監事候補者は、定款第２３条第３項の規定によるものとする。

第34条　立候補届は立候補者が自ら記載しなければならない。

（選挙の方法）

第35条　候補者の数が定数を超えている場合は、無記名の直接投票により、有効投票の多数を得た者から順次当選とする。

第36条　候補者の数が定数以内の場合は、総会において承認を得なければならない。

第37条　この規定に定めるもののほか、役員の選出に関し必要なことは、選管委員会において定める。

第９章　雑則

（規則の変更）

第38条　この規則の変更は、理事会の議決を経なければならない。

附　　則

この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

　附　　則

この規則は、平成２６年２月１日から施行する。